

## 令和7年第1回定例会 建設環境委員会 議案審査経過報告書

議案第13号 狭山市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

○改正によって、事業者に負担が生じるのか。また、メリットとデメリットは。

●事業者の影響は、設計及び監理業務量の増加、発注者や関係機関との調整等業務負担の増加が懸念されるが、平成15年に施行されたシックハウス対策に係る建築基準法の改正等と同様に、制度の普及に伴い、事業者への影響も改善されるものと考ええる。

メリットは、省エネ住宅等が広く普及し、日本全体としてもエネルギーの消費量の削減等につながる。デメリットは、住宅の取得費等に対して一定のコストの影響があるかと思われるが、その後の快適な住宅の住まいの取得にもつながるため、長期的にはメリットのほうが多くなると考えている。

○2025年4月以降に着工する住宅等省エネ適合が義務づけられるが、着工とは、確認申請を受けたときか、許可を出したときか、いつの時点を着工とするのか。

●確認申請の日付ではなく、現場の着工となる。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第15号 令和6年度狭山市一般会計補正予算（第8号）歳入16款国庫支出金、及び歳出4款衛生費、8款土木費、並びに繰越明許費

さしたる質疑なし。採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第19号 令和7年度狭山市一般会計予算歳入15款使用料及び手数料、16款国庫支出金、17款県支出金、18款財産収入、22款諸収入、及び歳出4款衛生費、8款土木費、並びに債務負担行為

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境対策費から7目上水道事業費、2項清掃費について

○環境基本計画推進事業費の中の環境基本計画等基礎調査業務委託料について、業務委託の内容は。

●令和4年3月に策定した第3次狭山市環境基本計画は、策定から3年が経過し、令和8年度に中間見直しをする予定。環境や社会経済情勢の変化を把握し、市域の自然環境や生活環境の現況調査、また温室効果ガスの排出状況の確認、各種環境施策の進捗状況の整理、今後の課題の検討などの調査を行う予定。

また、市民や事業者、小学生を対象にしたアンケート調査も実施する予定であり、本市の環境に関する満足度や課題を整理した上で、その調査結果も取りまとめる予定である。

○環境調査事業費の事務関係委託料の中の分析委託料の内容は。

●生活環境において、法律に基づいて市が実施する検査の分析委託料である。大気汚染やP F A Sなどの水質汚濁、また、道路などの騒音の環境調査を分析事業者に委託するものである。

○P F A S検査の1回の費用は。

●分析費用は1検体当たり消費税込みで10万円程度になると見込んでいる。

○奥富環境センター管理事業費の廃棄物処理施設精密機能検査委託料の内容は。

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条において、「ごみ処理施設及びし尿処理施設の管理者は、これらの施設の機能を保全するため、定期的にその機能状況、耐用の度合い等について精密な検査を行うようにしなければならない」と定められている。施設の機能を保全するため、不燃ごみ、粗大ごみ、びん・缶処理能力の状況、不燃ごみ選別装置及び排水処理装置の状況に加えて、施設の運転実績及び維持管理状況などについて、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」第3条の11の規定に基づき、3年に1度、精密機能検査を実施しているものである。

○稲荷山環境センター設備改修事業費の中の循環型社会形成推進地域計画等策定業務委託料の委託内容は。

●稲荷山環境センターは、さらなる長寿命化を図るために、令和11年度から13年度にかけ大規模な修繕工事を予定している。財源として国庫補助金の活用を考えているが、補助金を活用するにあたって必要となる循環型社会形成推進地域計画等を策定しなければならないため、令和7年度から策定に着手するものである。また、一般廃棄物基本計画との整合も図らなければならないことから、併せて、一般廃棄物基本計画の中間見直しも行う。令和8年の10月頃を目途に県を通じて国に循環型社会形成推進地域計画を提出することを目指して業務委託するものである。

○昨年、廃食油のリサイクルに関する協定を締結しているが、令和7年度は具体的にどのように事業を展開していくのか。

●令和7年度は、バイオ燃料を使用している公用車にマグネットを貼りPRするとともに、家庭系生ごみリサイクル事業において、生ごみバケツを回収する委託事業者の車両にバイオディーゼルエンジンを使ってもらおう取組を考えており、その車両にもマグネットを貼ってもらい、PRしていきたいと考えている。

また、現在、堀兼学校給食センターから廃食油を回収しているが、令和7年度は、入間川と柏原学校給食センターに拡大するため、調整を図っているところであり、実施されれば、さらに年間7,500リットルほどの廃食油が回収でき、効果は大きいと考える。

○ごみの定期収集において、円滑な定期収集に向けて課題と対策はあるか。

●以前は委託している事業者から人手が少ないという話を聞いていたが、近年はそのような話はなく、人出不足により業務がひっ迫した状況でないと考えている。しかし、人口は減少しているが集積所の数は増えているため、収集業者の負担を減らし円滑に収集できるよう今後も継続して検討していく必要が

あると考えている。

## 8款土木費について

○これまで当委員会において、公園の環境整備について要望指摘しているが、要望指摘に対して、来年度予算に反映される部分はあるか。

●昨年度の決算の要望指摘事項の中で、屋外運動施設の劣化したグラウンドについて、利用者に不便を来さぬよう改修するとともに、排水処置などの施設改良をされたいとの要望をいただいている。来年度予算においては、計上されていないが、グラウンドの改修、排水修繕処置を計画的に実施していくため、まずはグラウンドの状況調査を行い、修繕をどのように取り組んでいくか計画を立てていきたいと考えている。また、以前に要望指摘があった屋外運動施設の観客席設置については、公園管理事業費の設備修繕料の中で、上奥富運動公園のコンビネーショングラウンドの4面うちの1面に観覧用のベンチを設置したいと考えている。

○駅前広場維持管理委託料について、予算が増額しているが内容は。

●主に狭山市駅の駅前広場を中心としたものや自由通路の関係について委託していたが、入曽駅の橋上駅舎が完了したことから、入曽駅の東西自由通路に関する清掃委託料や駅前ロータリーの清掃委託料、併せてエスカレーター、エレベーターなどの昇降機も設置されるために係る経費が新たに追加されている。

○一般市道整備事業費の測量委託料、調査委託料及び調査設計委託料の内容は。

●入曽駅西口の市道B第313線の道路拡幅に伴うものであり、測量委託料は用地の測量、調査委託料は建物の物件調査とC B R調査、調査設計委託料は道路の構造を検討するための詳細設計に係る費用である。

○道路改良事業費の手数料、用地取得費及び補償金について、増額になっているが、具体的な内容は。

●用地取得費は、市道B第284号線道路整備における用地取得費であり、その用地取得に伴い、分筆、不動産鑑定が必要となる。対象地権者は5名である。手数料としては、登記手数料が市道B第284号線と市道幹第8号線の分筆手数料であり、不動産鑑定手数料は、市道B第284号線の不動産鑑定に係る費用である。補償金については、市道B第284号線と市道幹第8号線における物件補償に係る費用である。

○雨水対策事業費において、水野地内の水害との説明があったが、設計委託料の内容は。

●水野地区の道路冠水対策を目的とし、冠水状況の調査及び対策工事の設計業務委託を行う。場所は入間市藤沢と水野の行政境付近である。

○公園管理事業費の指定管理料は狭山台中央公園などの5公園の管理に係る費用であるが、ナラ枯れで伐採された後、下草が生えてきている状況において、下草刈りなどの費用は指定管理料の中で対応しているのか。

●指定管理料は、5公園ということで、堀兼・上赤坂公園、狭山台中央公園、新狭山公園、上奥富運動公園、鶯ノ木運動公園の指定管理料となる。

狭山台中央公園は、ナラ枯れ対策により、樹木の伐採によって下草が繁茂しやすい状況となっており、指定管理者によって、園路の周辺など公園利用に支障のないよう適宜、除草を行っている。

○智光山公園の木道については、市民から危険であるなどとの声が寄せられているが、智光山公園管理事業費の修繕料の内容は。

●智光山公園管理事業費の設備修繕料は708万8,000円の予算を計上している。内容は、木道の一部の修繕を考えている。また、動物園の電気設備の修繕が必要であることから、予算計上している。

○智光山公園管理事業費の公園管理委託料の内容は。

●施設維持管理等委託料の公園管理委託料については、1,670万2,000円を計上している。公園利用者が安全に公園内を散策できるよう、立ち枯れした樹木などの伐採や剪定業務、また、道路沿いなどで通行に支障となる箇所での樹木の剪定等の業務を予定している。

○地籍調査事業費の測量委託料の地籍調査現地測量等委託料については、令和6年度と比べて若干増額しているが、その理由は。

●令和7年度、地籍調査現地測量委託料は、令和6年度の実施面積約0.09平方キロメートル（約9ヘクタール）で、筆数507筆に対して、令和7年度の実施面積は約0.11平方キロメートル（約11ヘクタール）で、筆数は575筆になる。調査面積は0.02平方キロメートル（約2ヘクタール）で、調査筆数が68筆増える見込みであることから増額となっている。

○入間川入曽線整備事業費の調査委託料及び設計委託料の内容は。

●入間川入曽線整備事業の調査委託料は、主なものは交通量解析となる。道路を整備するに当たり、現状の交通状況の把握や将来の交通量を予測し、今後のシミュレーションを検討していく。そのシミュレーションを基に、今後、道路の詳細設計を行っていく。

○降雨降雪対策事業費の応急対策工事費について、気候変動などによるゲリラ豪雨が多発する中、令和7年度の予算措置の内容で応急手当が十分に可能なのか。

●当初予算で対応できない場合、予備費を充用し対応する考えである。

○空家等対策推進事業費の事業補助交付金について、補助上限額と見込み件数は。

●狭山市空家等除却補助金は、上限が1件当たり50万円、これは解体の施工業者を市内業者が行った場合であり、市外業者であれば40万円。令和7年度の補助金の見込み件数は、16件から20件を想定している。

○道路後退整備事業費の道路後退整備分筆手数料補助金と道路後退整備工作物等撤去補助金について、交付の見込み件数は。

●分筆手数料補助は35件、工作物等撤去補助は20件を見込んでいる。

○道路後退整備分筆手数料補助金と道路後退整備工作物等撤去補助金は、限度額はあるのか。

●分筆費用に対する補助は13万円、後退部分の面積に応じて2万円から10万円の面積の加算がある。また、角地、2方向以上での後退があるもの、筆数が2以上の場合はそれぞれ3万円の別途加算がある。

工作物等の撤去の補助は、門、塀、生け垣等の撤去に係る費用として、査定した費用の総額であり、30万円が限度額である。

○民間建築物耐震改修等促進助成事業費の住宅等耐震改修促進助成事業補助金の事業内容は。

●平成12年5月31日以前に建築された木造戸建て住宅の耐震診断に対し5万円、耐震改修工事に対し最大30万円を補助している。

○公開型GIS情報更新委託料と公開型GIS保守管理委託料について、委託内容は。

●令和7年1月に公開型GIS、「さやまちマップ」を導入している。利用者が地番、住居表示を検索した場所に関して、都市建設部と上下水道部が保有しているデータを確認することができる。令和7年度予算に計上した内容については、都市建設部と上下水道部が保有しているデータの更新費用とシステムの保守管理の費用である。

○都市計画推進事業費において、令和6年度より2か年で委託する中で、令和7年度の委託内容は。

●立地適正化計画は、令和6年度から2か年で計画を策定するために、令和6年度の内容は、本市の地域特性や都市機能の配置状況、災害リスクなどを整理して、第2次都市計画マスタープランに基づく都市基盤の計画だけではなく、子育て、福祉、教育といった関連計画も含めて整理を行い、まちづくりの方針を明確にしてきたとともに、居住誘導区域、都市機能誘導区域について検討している。

令和7年度の業務は、令和6年度に検討したものに対し、誘導区域へ誘導する施策、防災指針、目標管理等の内容を検討して、計画書を作成していく考えである。

○空家等対策推進事業費の相続押しかけ講座派遣事業委託料について、内容は。

●相続押しかけ講座は、相続の必要性や対策方法を知ってもらうために、専門家に分かりやすく説明してもらう講座である。令和2年度より、県の空き家予防支援事業として、埼玉県空き家対策連絡会議が実施しているもので、市町村の空き家担当窓口に申込みがあったものに対して、県が予算の範囲内で講師を派遣する事業である。

受講の対象者は、特に制限は無く希望により参加でき、高齢者や民生委員などが多く受講している。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第23号 令和7年度狭山市水道事業会計予算

○業務の予定量について、給水戸数が前年度対比で900戸増えているが、現状をどのように評価されるか。

●給水戸数の増加については、核家族化によりまして独り世帯が増えているという現状がある。給水人口の減少については、核家族化や、世帯で転出してしまっている場合がある。年間総給水量については、人口の減少や節水意識の高まり等によって、総給水量的には減っているという状況である。年間有収水量は、人口の減少に伴い、使用する水道水が減少している状況である。

有収水量の減少が給水収益に直結することから、有収水量を増やす方法として、漏水調査等を実施することにより漏水量を減少させ、有収率の向上を図る考えである。

○給水収益が9,500万円ほど減額されるが、次年度の減免措置の関係で減額されるのか。

●そのとおりであり、9,100万円ほどの基本料金の免除があるため、それに伴って減額する。

○重点目標の施設耐震化の推進において、浄配水施設の耐震化事業で5億400万円計上されているが、事業を実施することで耐震化率は何%になるのか。

●現状の81.5%から90.7%になる予定である。

○資本的支出の施設改良工事費の委託料について、施設改良工事設計業務委託料5,150万円計上されているが、内容は。

●施設改良工事設計業務委託料は、令和7年度重点目標の(2)安定的な給水体制の確立の浄配水施設更新事業費に記載されている三つの設計委託業務のことであり、まず一つ目、柏原浄水場濃縮槽等改修工事設計業務委託は、柏原浄水場の原水は井戸水であるが、鉄やマンガン等の不純物が多く含まれており、それらを取り除き凝縮させ、まとめて廃棄する必要がある、その凝縮設備の改修工事の設計委託である。

二つ目の堀兼浄水場揚水ポンプ更新工事設計業務委託は、浄水処理した原水を配水池、タンクに送るポンプを更新するための設計委託である。

三つ目の笹井配水場計装設備更新工事設計業務委託は、笹井配水場にある揚水ポンプや流量計等の各設備をセンサー等を介して集中管理しており、集中管理する電気設備の設計委託である

○水道事業予定キャッシュフローについて、令和6年度と比較して、まず業務活動によるキャッシュフローが前年に比べてプラスが少ない。また、投資活動によるキャッシュフローは前年よりマイナスが増えている。また、資金増減額は、マイナスが前年度より増えている。昨年度も同じようで、さらに増えたような感じがするが、その要因は。また今後の見込みは。

●業務活動によるキャッシュフローは、給水収益の減少で純利益が減少したために減少している。投資活動によるキャッシュフローは、施設の改良工事を行ったことにより支出が多くなっている状況である。要因としては、人口の減少や節水意識の高まり等で給水収益は減少傾向で、施設の維持管理費などの支

出は増加傾向であり、経営的には厳しい状況である。

今後は、漏水調査の実施や給水管等の修繕を早急に実施することで、有収率の向上を図って収益の確保に努めていきたい。

○水道事業収益の営業収益について、受託給水工事収益は本年度計上されていないが、その理由は。

●受託給水工事については、下水道事業に伴う給水管の布設や移設等の工事に係る経費などを計上していたが、令和6年度で下水道事業の第4期整備事業が完了する予定であり、令和7年度は給水管移設等に係る依頼がないために、事業費を休止するものである。

○営業外収益の水道利用加入金について、前年度と比べると4,400万円程度減少しているが、その理由は。

●水道利用加入金は、過去3年の実績を基に計算をしている。令和6年度は入間基地の加入金があったが、令和7年度は入間基地の加入金が皆減となったため、減額としたものである。

○水道事業予定キャッシュフロー計算書の資金増減額について、約5億7,000万円の減少であるが、その理由は。

●具体的には配水管改良工事の増加や笹井配水場の耐震化工事による支出が増えるということで、約4億円増加している。それに加えて、給水収益の純利益が減少することに伴い、5億7,000万円ほど資金が減るという状況である。

○埼玉県の水道料金の値上げや予防保全、老朽化対策などの現状と課題がある中で、持続可能な水道事業の観点から、料金の見直しは避けられない可能性があるが、現状における市の見解は。

●埼玉県の水道料金が値上がりする中、収益は下がっており、内部留保も厳しい状況である。今後起こりうる災害などを踏まえ、維持管理に係る費用を考えると料金改定は避けて通れない現状であり、料金改定も視野に入れて来年度も取り組んでいかなければならないと考えている。

○今後の予防保全や老朽化対策について、市の見解は。

●維持管理についても予防保全という視点が非常に大切になってくる。漏水調査など今年調査した結果を基に、継続して漏水調査、現地調査を行っていききたいと考えている。老朽管に対しては、管路の入替えなどを計画的に進めている。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

#### 議案第24号 令和7年度狭山市下水道事業会計予算

○流域下水道管理費について前年度対比で7,800万円増額しているが、増額の理由は。

●下水道維持管理負担金の単価が令和7年4月1日から32円から38円に改定されることにより増額となるものである。

○令和7年度重点目標の雨天時浸入水対策事業において短期計画2年目とあるが、この計画の概要は。

●短期計画は、不明水対策として、5年間の計画で調査を行うものであり、主に対象としている地区は、狭山台地区、入間川地区、中央地区を重点的に調査するものである。

調査の方法は、流量計を設置し、雨天時にどれぐらいの流量があるか確認し、流量が多いところは、管路にカメラを入れて調査をするというものである。

○県内で陥没事故が発生したが、狭山市で同規模の陥没事故が起こり得る可能性があるのか。

●狭山市内においては、汚水管2,000ミリを超える管はないため、県内で発生した大規模な陥没事故が起きる可能性は低いと予想される。

○市内で大規模な陥没事故が起きなくても、荒川右岸の流域において事故が起きた場合、狭山市でも下水道が使えなくなるという事態は起こり得ることが考えられるが、予防策についての見解は。

●狭山市から流れている最終の処理場、その手前の管については、口径4メートルであり、同じように事故が起きれば狭山市も流せないというような状況になると思われる。

予防としては、県が管理する管は、これまでと同様に計画的に県による点検調査を適正に行うよう要望していく。

また、国では、基準どおり調査を実施していたが、事故が起きたことにより、調査の仕方や頻度について、検討をしているところである。

○営業外収益の他会計補助金について、7,400万円ぐらい減額されているが、その理由は。

●下水道の経営基盤強化のため、一般会計から繰入金として受け入れているものである。減額の理由は、基本的には水道も下水道も独立採算ということで経営をしなければいけないことから、減額したものである。また、一般会計予算においても福祉や教育関連の予算が必要となることから、財政当局と協議した結果で減額した状況である。

○企業債について、前年度より6,000万円ぐらい減額となっているが、その理由は。

●下水道の4期の整備事業が令和6年度で完了予定であることから、事業の減少により減額したものである。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。